

答 申 書  
(答申第60号)  
平成19年8月8日

---

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る開示請求に対し、重油地下タンクの清掃及び点検業務に関する決定書を対象公文書として特定したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成18年9月に実施した道立衛生研究所の暖房用地下重油タンクの漏洩検査に係る契約に関する書類一切である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、重油地下タンクの清掃及び点検業務に関する決定書（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定。以下「本件公文書」という。）を特定し、これらの公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号又は同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

本件異議申立ては、本件公文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書となる見積書があるとして、開示されなかった1業者分1枚の見積書の開示を求めるというものであることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

重油地下タンクの清掃及び点検業務については、平成18年9月21日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第162条の2第6号の規定に基づき随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定したものである。

その結果、見積書を受理したのは3業者分であり、平成18年9月28日に受理した見積書の最低見積額の相手方と契約を締結することを決定したものである。

以上のことから、異議申立ての対象公文書である本件公文書に関して、財務規則に基づき選定した業者は3者で、この3者から見積書の提出があったものであり、これ以外にはないものである。

なお、政令第167条の2第1項第1号の規定において、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときは随意契約によることができるとされており、財務規則第162条の2の規定において、政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額が次の区分で定められている。

- ・ 工事又は製造の請負 250万円
- ・ 財産の買入れ 160万円
- ・ 物件の借入れ 80万円
- ・ 財産の売払い 50万円
- ・ 物件の貸付け 30万円
- ・ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

また、財務規則第165条第1項の規定において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合を除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

イ 当審査会としては、実施機関の契約に関する事務が財務規則に基づき行われていることからすれば、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定している本件公文書が本件開示請求の対象公文書であると認められる。

異議申立人は、本件公文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書となる見積書があると主張するが、異議申立人が主張する見積書は、実施機関が見積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前に提出されたものであることから、契約を締結するための見積書とは認められない。

このことから、本件開示請求の対象公文書となる見積書は、財務規則に基づき選定した3業者分以外にないとする実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年3月14日	○ 諮問書の受理（諮問番号58） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成19年3月22日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成19年4月19日 （第一部会）	○ 実施機関から一部開示決定処分理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成19年5月24日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年6月14日 （第一部会）	○ 審議
平成19年7月12日 （第一部会）	○ 審議
平成19年8月6日 （第22回審査会）	○ 答申案審議
平成19年8月8日	○ 答申